

## 第 2 節

26. 175MHz 超 50MHz 以下

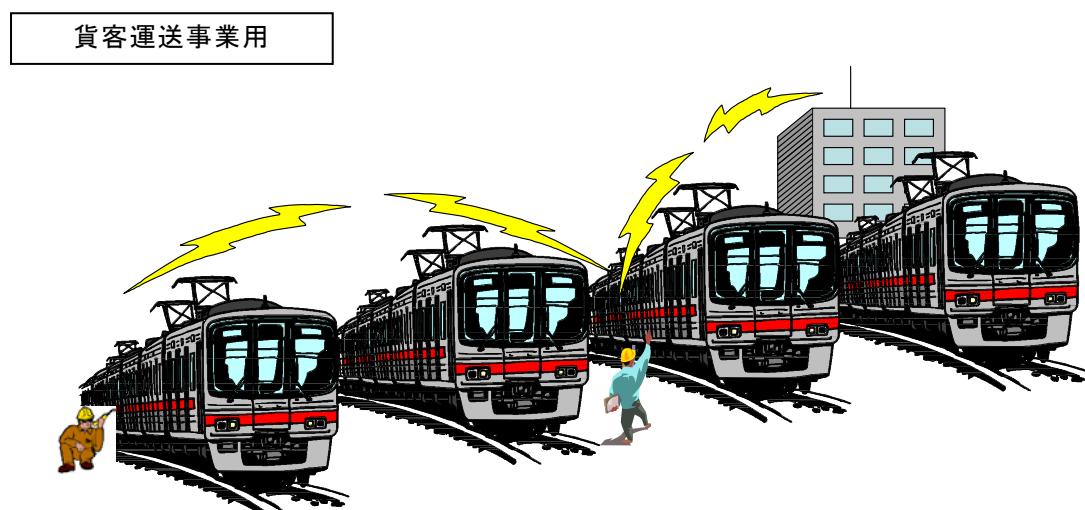
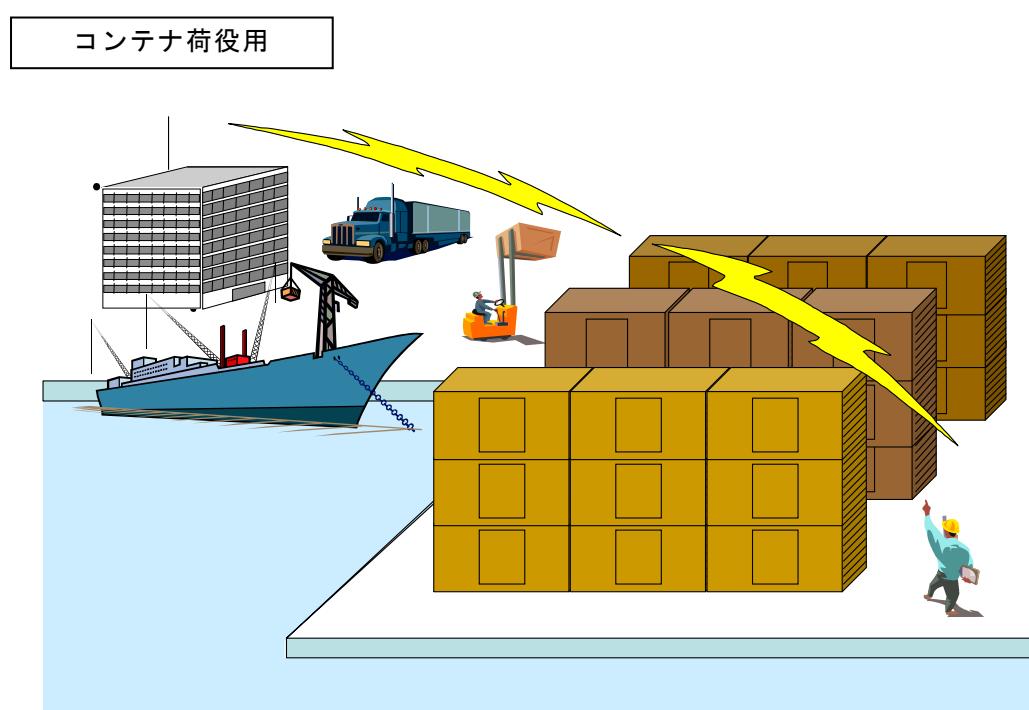
## § 6-2-1 陸上・自営

### (1) システムの概要

本システムには、26.175MHz を超え 50MHz 以下の周波数帯の電波を利用したコンテナ荷役用や貨客運送事業用等の無線通信システムがある。

このシステムは、主に、コンテナ等の荷役作業や貨客運送事業における保守作業等の連絡用として、AM 変調による音声通信を主体に本周波数帯の伝搬特性を利用した見通しのきかない場所間での通信等に利用されている。

### (2) システムの構成イメージ

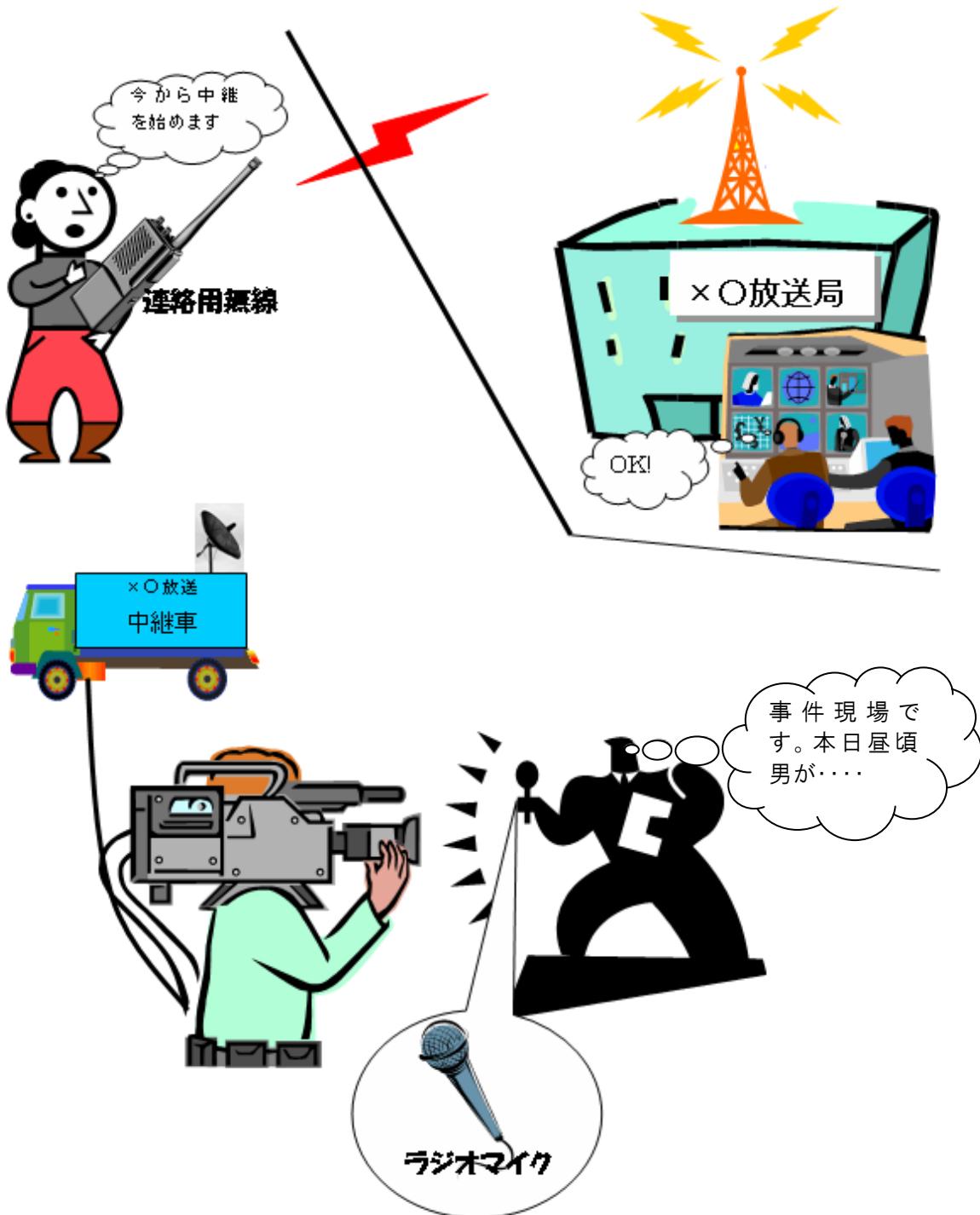


## § 6-2-2 陸上・放送事業

### (1) システムの概要

本システムは、放送事業者が報道をはじめとする番組制作において使用する連絡用無線として30MHz帯が、また、ラジオマイクとして40MHz帯が使用されている。

### (2) システムの構成イメージ



## § 6-2-3 陸上・その他

### (1) システムの概要

本システムには、28MHz帯の周波数の電波を利用するアマチュア無線及び27MHz帯の周波数の電波を利用する電波規正用無線局（特別業務の局）がある。

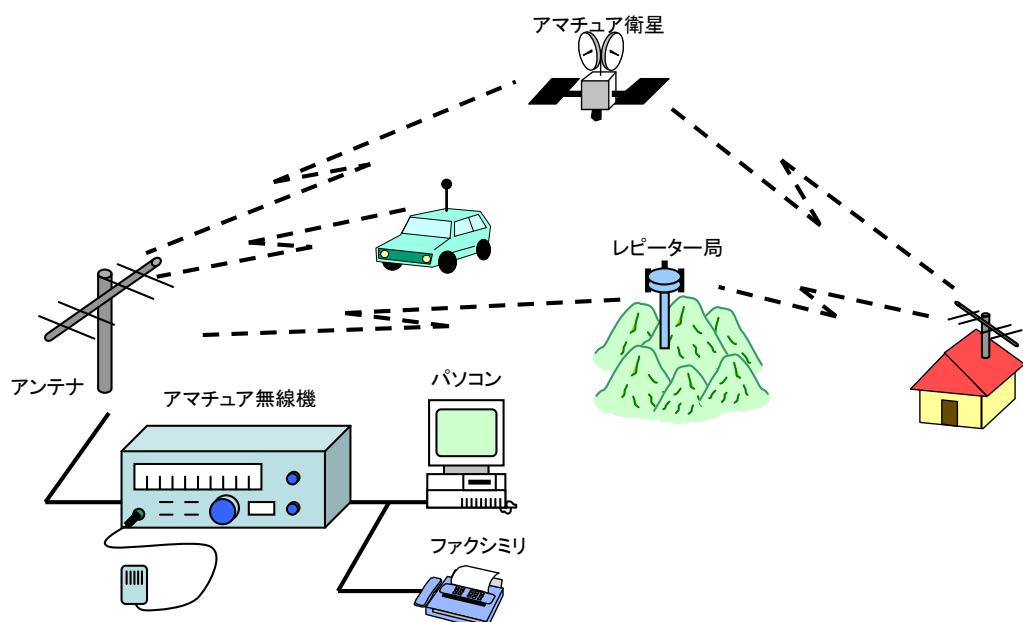
アマチュア局とは、金銭上の利益のためになく、専ら個人的な無線通信技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う者が開設する無線局である。

本周波数帯においては、その電波伝搬特性を利用し、主に国内外との通信、人工衛星を利用して行う通信、中継無線局（レピータ）を通じて行う通信等に用いられている。

電波規正用無線局とは、アマチュア無線の周波数帯及びその隣接帯域において不法に運用している局に対し、その運用を規正するために開設する無線局である。

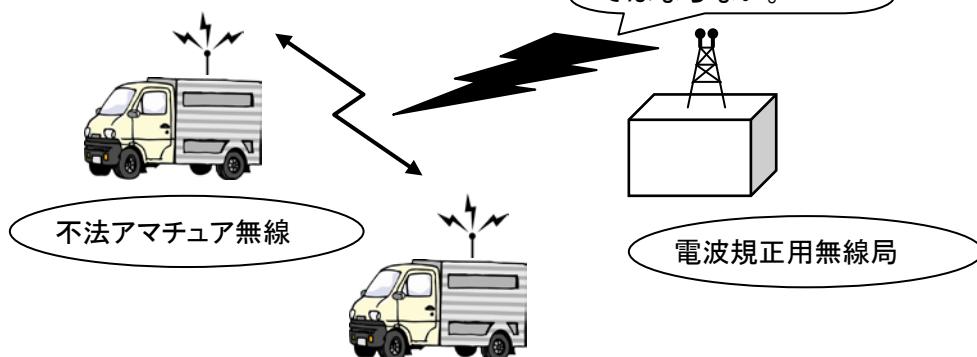
### (2) システムの構成イメージ

#### アマチュア無線



#### 電波規正用無線局

本周波数帯で、運用してはならない。



## § 6-2-4 海上・船舶通信

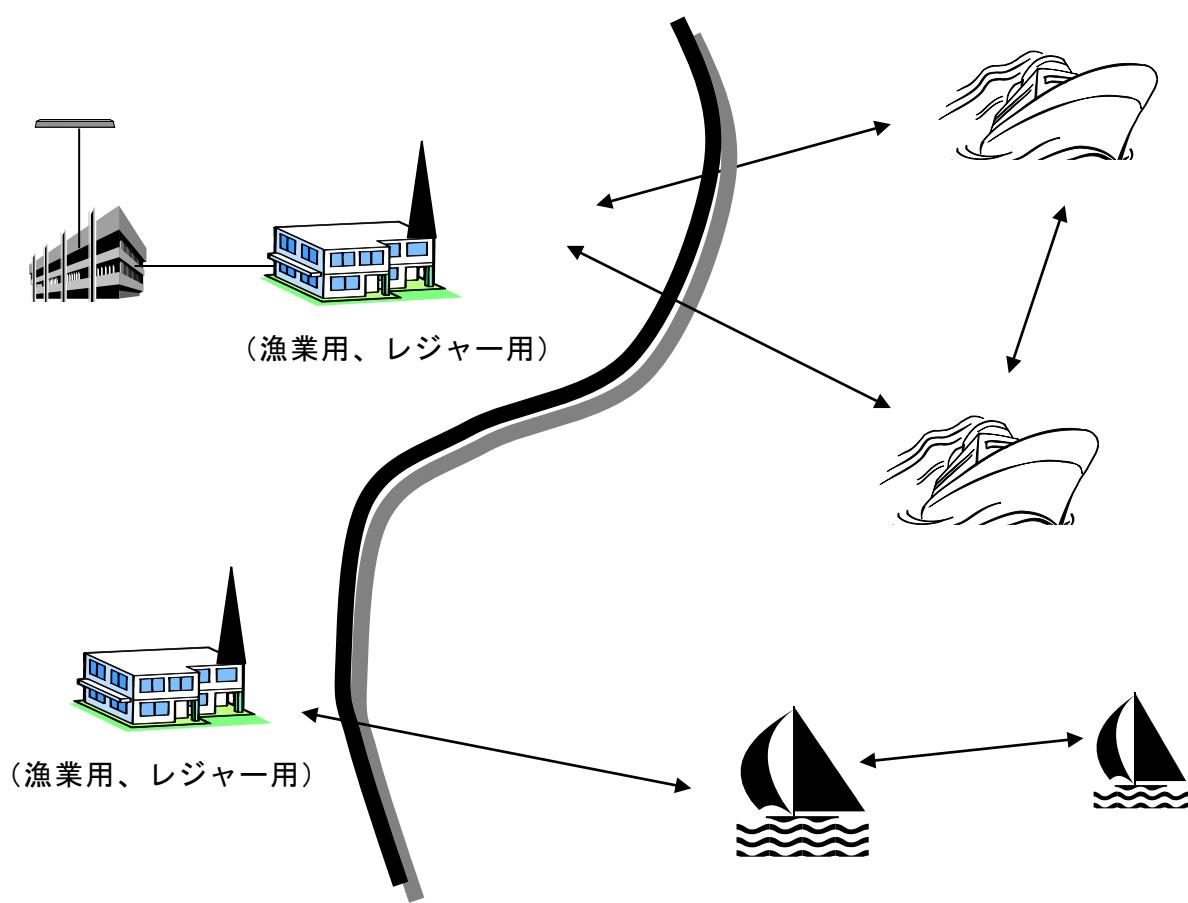
### (1) システムの概要

本システムには、27MHz 帯又は 40MHz 帯の周波数の電波を利用した船舶無線がある。

27MHz 帯無線電話については、漁業用、スポーツ及びレジャー用として漁船やレジャー船において、船舶局間通信や海岸局との通信に利用されている。

また、40MHz 帯無線電話については、海岸局に有線接続装置を設置することにより、公衆回線に接続可能であり、船舶から捜索救助機関や診療機関等の陸上施設との連絡に利用されている。

### (2) システムの構成イメージ



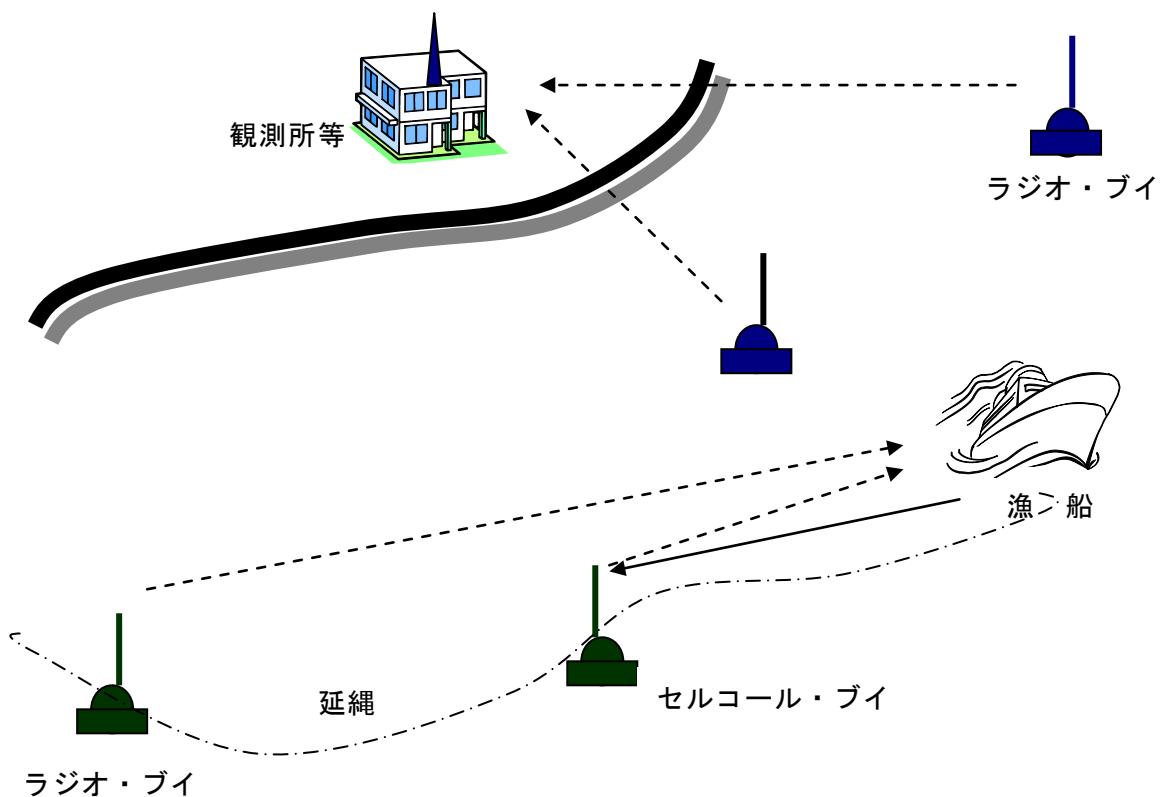
## § 6-2-5 海上・測位

### (1) システムの概要

本システムには、40MHz 帯の周波数の電波を利用したラジオ・ブイがある。

40MHz 帯ラジオ・ブイは、無線設備を内蔵した浮標を目標物に置き、これから発射される電波を船舶等において受信し、その方位を測定するシステムであり、主に漁業用として使用されている。

### (2) システムの構成イメージ



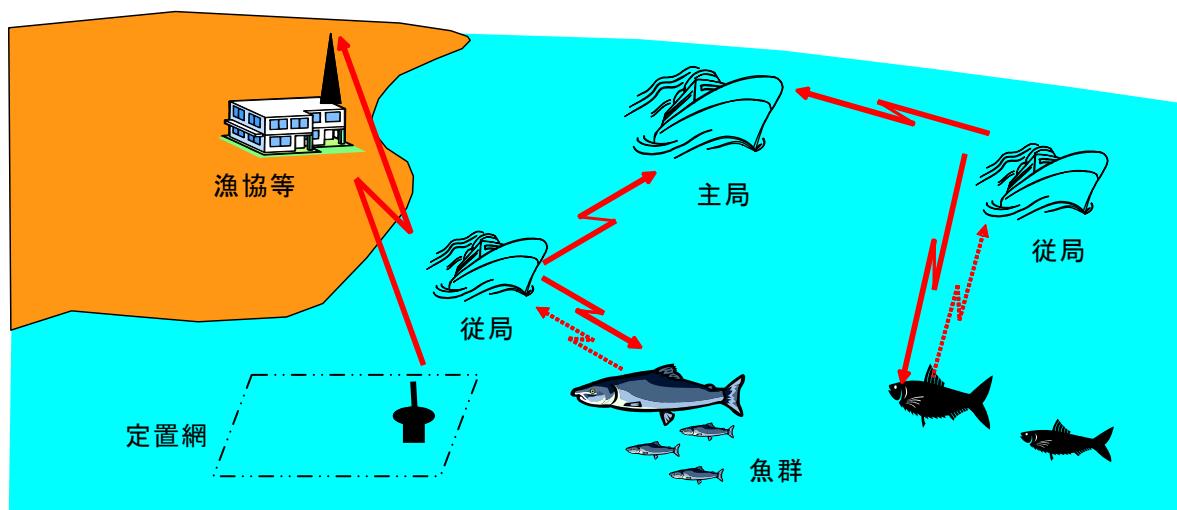
## § 6-2-6 海上・その他

### (1) システムの概要

本システムには、40MHz 帯の周波数の電波を利用した魚群探知テレメーターがある。

40MHz 帯魚群探知テレメーターは、主局が従局の魚群探知の状況を随時観察して、投網場所の選定するため、また、定置網への入網状況の確認等を行う手段のため等、漁業における効率化・省力化を目的として使用されている。

### (2) システムの構成イメージ

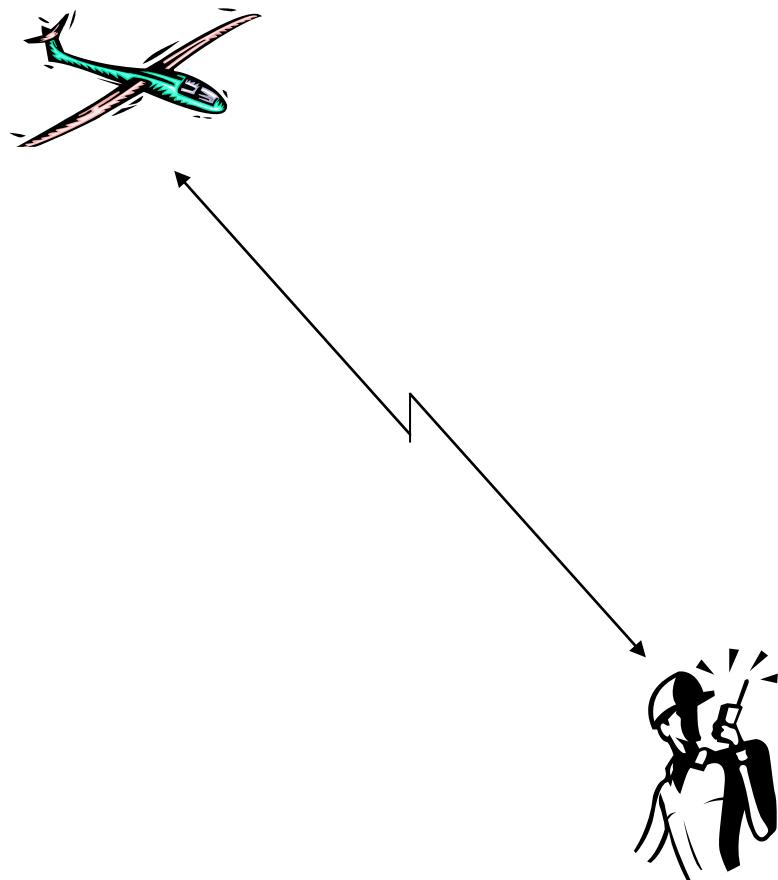


## § 6-2-7 航空・その他

### (1) システムの概要

本システムには、27MHz 帯の周波数の電波を利用した無線電話であり、グライダー練習用無線通信に利用されている。

### (2) システムの構成イメージ



## § 6-2-8 その他・免許不要

### (1) システムの概要

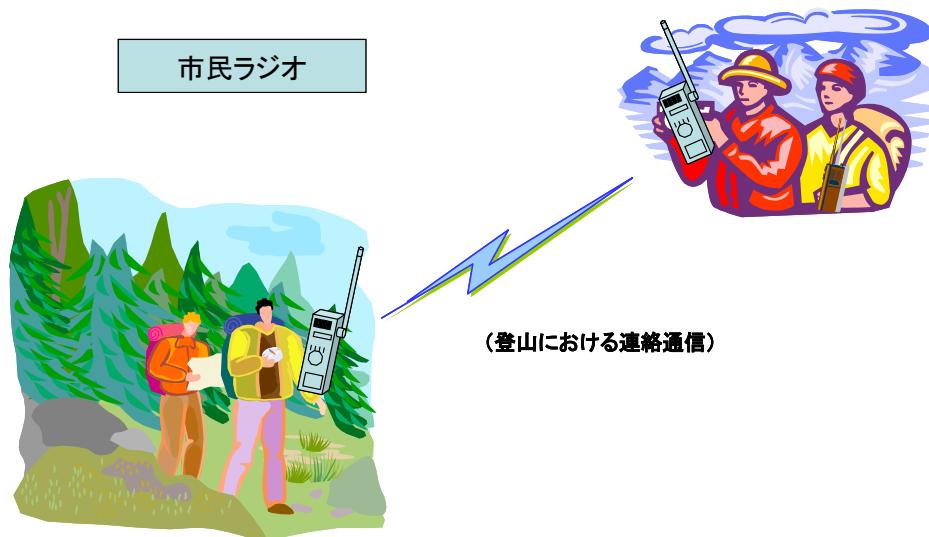
本システムには、27MHz 帯の周波数の電波を利用した市民ラジオ及び 27MHz 帯又は 40MHz 帯の周波数の電波を利用したラジコン・ラジオマイクがある。

これらの無線設備は、発射する電波が著しく微弱な無線局として、無線局の免許を要しないものである。

市民ラジオは、レジャー・趣味のほか、工事現場での連絡や運動会や登山等での連絡通信として利用されている。

ラジコンは、模型飛行機、模型ボートその他これに類するものの無線操縦用として利用されている。

### (2) システムの構成イメージ



## § 6-2-9 その他・電波天文

### (1) 電波天文の概要

電波天文は、宇宙からの様々な周波数の微弱電波を観測し、宇宙で起こる自然現象の解明を試みており、本周波数帯もその一翼を担っている。

例を挙げると、太陽電波や木星電波の観測が古くから盛んに行われ、多くの天文学上の成果を産み出している。木星電波の観測からは、木星磁気圏で発生する擾乱現象(オーロラ活動)を探る手掛かりが得られ、惑星における粒子加速や電波放射メカニズムを研究する上で貴重なデータとなる。また、太陽で発生する爆発現象に伴って広い周波数にわたり電波が放射されるが、それらの観測により、太陽擾乱の宇宙環境への影響等の解明につながる。さらに、太陽活動による惑星間空間の磁場の乱れを観測して、飛行物体の安全性を確保するというような応用の観点からも、低周波成分を含めた太陽電波の定常観測が実施されている。

### (2) 観測イメージ

